

チェック欄	総括監督員	主任監督員

土木工事に於ける契約関係書類チェックリスト

初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。

項目	細目	摘要	小規模工事	少額工事	チェック欄 受注者 監督員	電子納品 (情報システム含む)
契約書	当初、変更					
建設業退職金共済組合掛金収納書	契約締結時					
工程表	当初	契約締結後10日以内				
	変更					
主任技術者等	3,500万円以上は専任、下請け契約総額4,000万円以上は監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者) 注)変更増で3,500万円以上になった場合は、その時点で専任の届出を提出					
品質証明員通知	品質証明対象工事(請負金額1億円以上、低入札調査実施工事)					
請負代金内訳書	契約締結後10日以内(契約款第3条)。健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。					
工事測量成果表						
工事概要			省略	省略		
計画工程表			省略	省略		
現場組織表						
指定機械	機械の名称、規格、指定番号、台数		省略	省略		
主要資材	品名、規格、寸法、購入会社名					
施工方法	仮設備計画、工事用地等含む	コンクリートの打設高、型枠の取り外し時期等	省略	省略		
施工管理	工程管理、出来形管理、品質管理、写真管理		省略	省略		
安全管理	安全訓練等の実施は月あたり半日以上	具体的な計画を記載				
施工計画書	緊急時の体制及び 対応	緊急時の連絡系統、連絡方法を系統図で記入				
	交通管理	発生土等の運搬、現場周辺の交通対策				
環境対策	騒音、振動、水質汚濁について周辺住民対策		省略	省略		
現場作業環境の整備			省略	省略		
再生資源の利用 の促進	建設副産物の量及び処理方法、処理場所					
	再生資源利用計画	建設省令に規定する建設資材(土砂1,000m ³ 以上、碎石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上)を工事現場に搬入する場合、ただし、その目的に照らし全ての工事を対象とする。				
	再生資源利用促進 計画	建設省令に規定する指定副産物(建設発生土1,000m ³ 以上、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材200t以上)を工事現場から搬出する場合、ただし、その目的に照らし全ての工事を対象とする。				
創意工夫等	創意工夫、社会性等について提案を記載			省略		
その他	設計図書で施工計画書に記載することの指示があるもの。(品質証明実施基準関係、総合評価方式の技術提案関係等)		省略	省略		
工事実績データ	登録用データ	登録内容確認	500万円以上はすべて、契約後10日以内の登録	省略	省略	
	登録用データ(変更)	登録内容確認	変更があった日から祝祭日をのぞき10日以内の登録	省略	省略	
	実績データ	登録内容確認	完成後10日以内の登録	省略	省略	
施工体制台帳	施工体制台帳	下請契約額に拘わらず作成し、その写しを提出	施工体系図は、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示。また、一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。			
	再下請負通知書					
	施工体系図					
	下請負契約書(写)	金額、工種、数量を明記				
中間検査復命書	検査終了後、数日以内に資料(写真、検査結果等)を提出					
休日・夜間作業届						
材料承認願	鋼材・コンクリート2次製品・その他材料	JIS規格品でJIS工場製品 JIS規格外品 JIS規格品でJIS指定外工場製品		省略		
	コンクリート積みブロック、U型側溝用溝蓋	品質規格適合通知書の写し 製品検査表				
	レディーミクストコンクリート(JIS工場)	JIS表示許可の写し 配合計画書(様式1) 配合計算書(様式2) 骨材試験成績表(様式3) アルカリ骨材反応性試験成績表				
		化学混和材(AE剤、減水剤標準形、AE減水剤標準形を除く)の場合、結果報告書をもとに協議				
		プラント施設概要書 計量機器の検定証明書 品質管理データ セメントの品質証明書				
		骨材試験成績表 アスファルト試験成績表 室内配合設計書 現場配合設計書				
		盛土材 路床材・路床材 試験結果表又は土木事務所の使用承諾通知書				
	路盤材	道路用碎石品質管理試験表				
	道路用碎石	品質証明書 盛土材料の使用承諾(写し) 材料試験結果報告書(粒度、含水比等)				

注1) 小規模工事とは当初請負金額500万円以上1,000万円未満、少額工事とは当初請負金額130万円以上500万円未満に摘要する。

注2) 「省略」とは、定められた様式での提出を省略することができるものであり、検査時等の提示など説明責任の必要がある。

なお、工事・工種特性により監督員が特に提出を求める場合はこの限りでなく、必要である項目を現場説明事項・特記仕様書等に記載若しくは協議することで提出を求めることができるものとする。

注3) 小規模工事における施工計画書は、静岡県「小規模工事事務取扱要領」の「小規模工事(当初請負金額500万円以上2,000万円未満)の施工計画書記入例」により記載内容の一部を省略することができるものとする。

注4) 少額工事における施工計画書は、静岡県「小規模工事事務取扱要領」の「少額工事(当初請負金額500万円未満)の施工計画書記入例」により記載内容の一部を省略することができるものとする。